

一宮川情報提供等 について

平成21年3月9日(月)
一宮川流域委員会事務局

・ 水防法の一部改正（平成17年7月施行）

・ 雨量水位情報の公表（WINC2）

・ 避難の目安となる避難判断水位の設定

・ 浸水想定区域図の指定・公表（H2085公表）

・ 洪水ハザードマップの作成
（一宮町・長生村公表）

一宮川では雨量・水位情報等を提供しています。この経緯の概要は以下ようになります。

- ①水防法の改正
- ②雨量水位情報の公表
- ③避難の目安になる水位の設定
- ④浸水想定区域の指定・公表
- ⑤洪水ハザードマップの作成

急激な変化への対応の遅れ

- 局地的集中豪雨により、中小河川における被害が多発
- 避難勧告の基準が不明確で逃げ遅れが発生
- 災害時要援護者の被災が多い



対 応 策

- ①水位情報の公表（警戒水位への到達を公表）
- ②避難の目安になる水位の設定（避難判断水位）
- ③浸水想定区域の指定・公表
- ④洪水ハザードマップの作成と情報伝達体制の確保

平成16年の新潟、福島、福井の3県で発生した集中豪雨では、局地的豪雨により中小河川の水害が多発し、避難勧告の発令基準が不明確で逃げ遅れが発生、また援護を必要とする人が多数被災しました。

この対応策として、水防法を平成17年7月に改正して以下の施策を執ることとなりました。

- ・雨量水位情報の公表
- ・避難の目安になる水位の設定
- ・浸水想定区域の指定・公表
- ・洪水ハザードマップの作成

①雨量・水位情報の公表(WINC2)

4

一宮川流域の雨量・水位情報



一宮川流域の観測所

- 雨量観測所(5箇所)
- △ 水位観測所(15箇所)

水位観測情報【山武長生・10分水位】→凡例



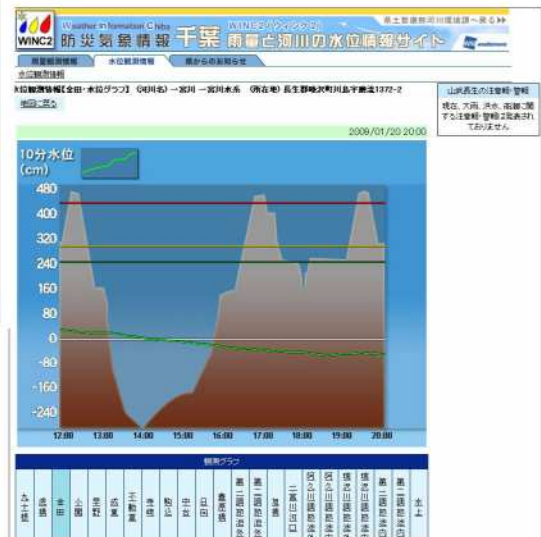
一宮川流域内には5箇所の雨量観測所と15箇所の水位観測所があり、4箇所の調節地では調節地内外の水位を観測して、調節地への流入状況も把握することができます。

①雨量・水位情報の公表(WINC2)

インターネットによる情報提供



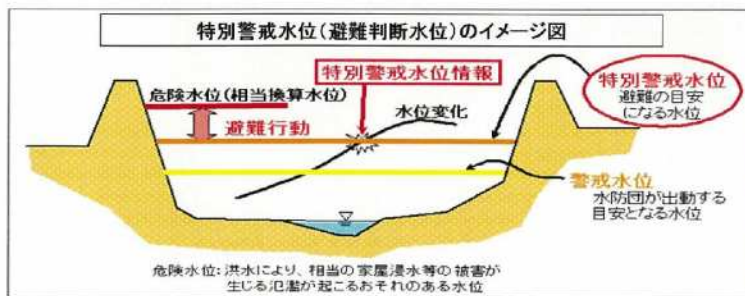
- ・雨量観測情報
- ・水位観測情報
- 警戒水位, 特別警戒水位
- ・気象注意報, 警戒発表状況



水防法12条において、洪水時に川の水位が警戒水位を超えるときには、その水位の状況を公表しなければならないとされました。

千葉県では水位情報の提供をインターネット上で行うこととしました。(愛称・WINC2)ここでは、雨量や水位情報の他に気象注意報や警報の発表状況も合わせて見ることができます。これにより、自主的に行動するための有効な情報として利用されることを期待しております。

水位情報周知河川では、**避難判断水位(特別警戒水位)**を定め、水位が達した場合は、水防管理者に通知するとともに、報道機関の協力を得て一般に周知する。



八千代橋の橋脚に表示

洪水時の逃げ遅れ対策として、避難の目安となる水位を設定する必要があります。

○はん濫注意水位（警戒水位）

- ・市町村の避難準備情報等の発令判断の目安
- ・住民のはん濫に関する情報への注意喚起
- ・水防団の出動の目安避難判断水位

○避難判断水位（特別警戒水位）

- ・市町村長の避難勧告等の発令判断の目安
- ・住民の避難判断の参考はん濫危険水位

○はん濫危険水位（危険水位）

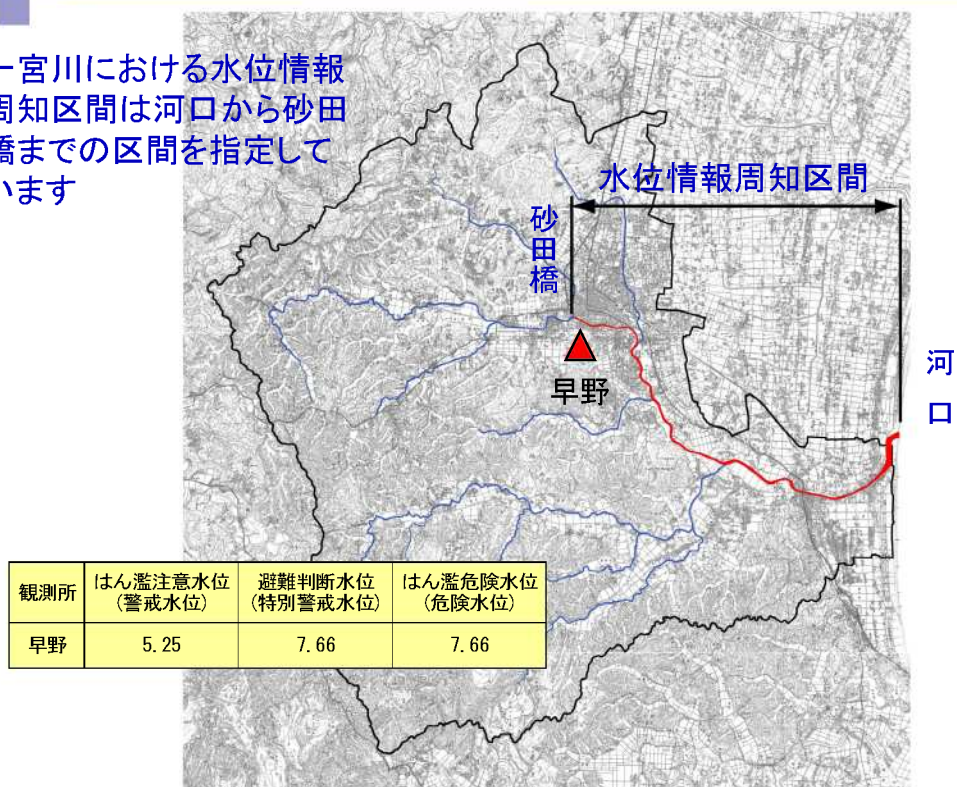
- ・洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じるはん濫の恐れがある水位

特別警戒水位に達すると、関係市町村へ水位到達情報が県から発せられて、各市町村長の判断で住民へ避難勧告等が出されるようになっていきます。

②水位情報周知区間と避難判断水位

7

一宮川における水位情報周知区間は河口から砂田橋までの区間を指定しています



一宮川では水防法13条に基づき、水位情報周知河川に指定して、あらかじめ避難の目安となる水位を定めています。

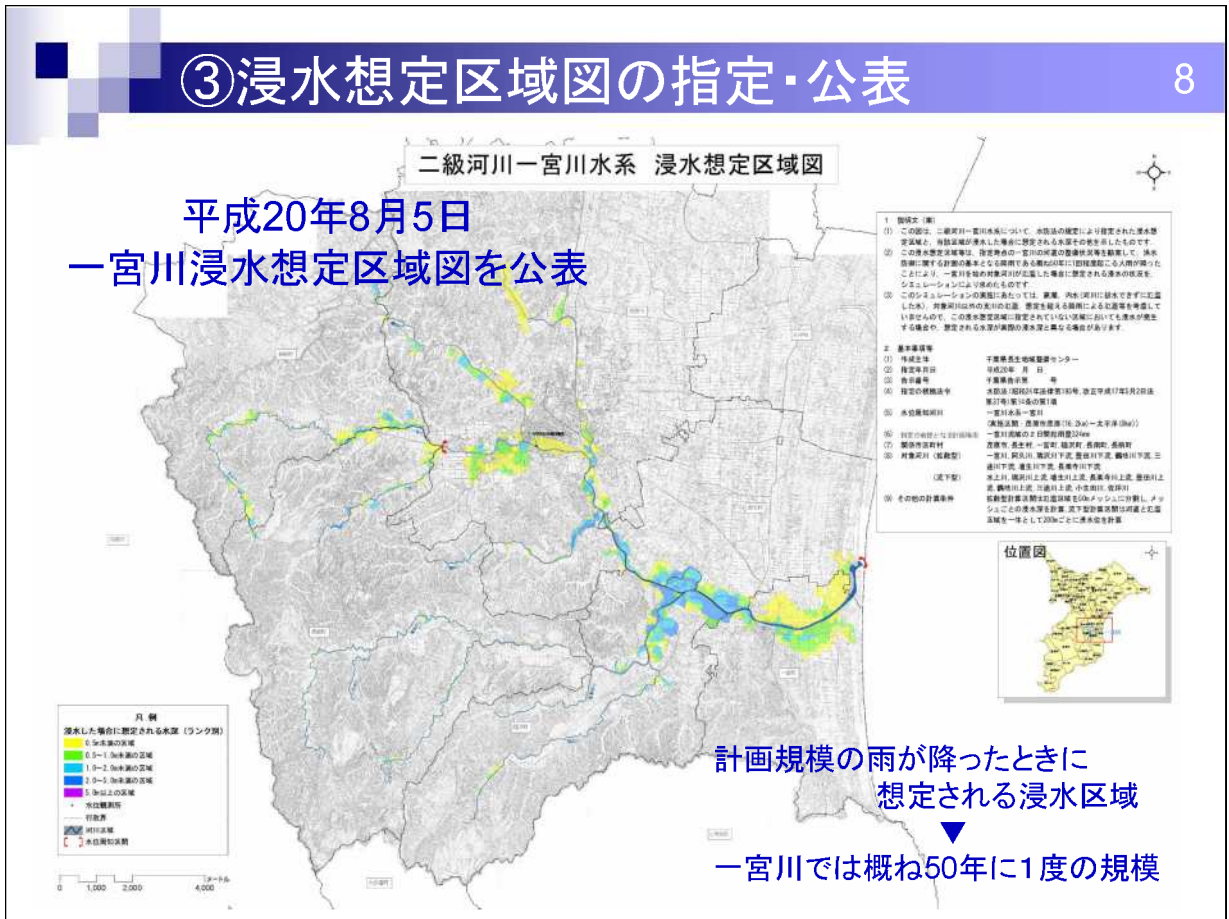
一宮川における水位情報周知区間は河口から砂田橋までの16.2km区間を指定しています。

洪水時における避難の目安となる避難判断水位は早野地点で設定してあります。

観測所	はん濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位 (特別警戒水位)	はん濫危険水位 (危険水位)
早野	5.25	7.66	7.66

③浸水想定区域図の指定・公表

8



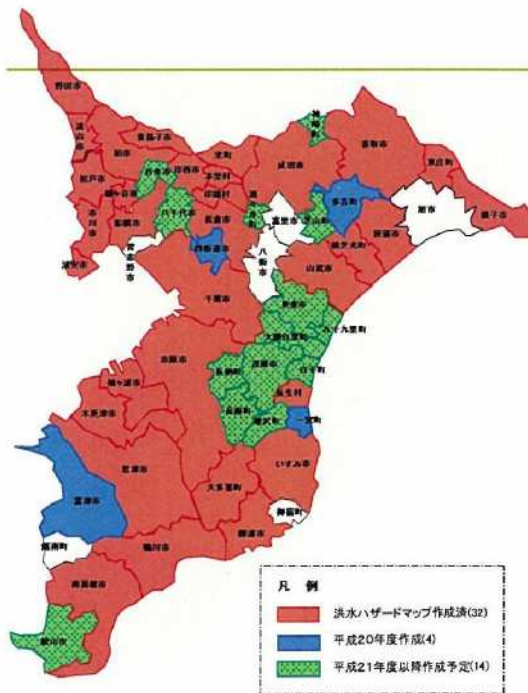
洪水時の人的被害を軽減する措置として、あらかじめ浸水が想定される区域を指定・公表することにより、洪水時の円滑かつ迅速な避難につなげてもらえるよう、浸水想定区域の指定を行っています。

一宮川では平成20年8月5日に公表しています。

一宮川の浸水想定区域は、概ね50年に一度の規模の降雨が生じた際に、現在の河道や調節地の整備状況における浸水が予想される区域です。

④洪水ハザードマップの作成

9



- 浸水想定区域図を基に市町村が洪水ハザードマップを作成する
- 千葉県内では、平成19年度末までに32自治体で作成済み
- 平成20年度は4自治体で作成予定

浸水想定区域が指定された河川流域の市町村では、洪水時の避難が円滑に進むように、避難場所や病院、保育園などの災害時に援護が必要な施設の一覧を明示した洪水ハザードマップを作成し、住民に配布して周知を図る必要があります。

平成19年度末の千葉県内の洪水ハザードマップの作成状況は、32市町村で作成・公表されています。

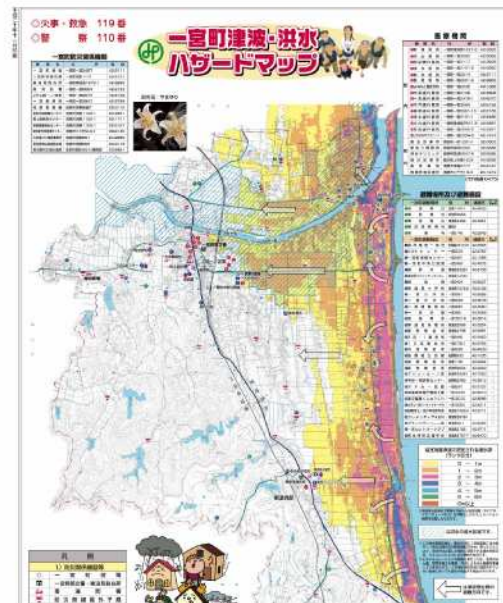
平成20年度は4市町村で作成しており、総計で36市町村となる見込みです。

④洪水ハザードマップの作成

10

長生村・H.20.3公表

一宮町・H.20.7公表



一宮川浸水想定区域図を基に
市町村が洪水ハザードマップを作成

一宮川流域では現在、長生村と一宮町で公表されております。平成21年度は残る茂原市や睦沢町、長南町、長柄町で作成する予定で、長生地域整備センター管内の全市町村の洪水ハードマップの整備が完了する予定です。